破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第４０５８号
札幌市西区八軒３条東４丁目２番11号　えびなハイツ４－Ｄ号
破産者　遠藤　享子
１　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
２　一般調査期日　平成24年１月20日午前10時15分
平成23年12月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５号
開始決定時の住所北海道旭川市住吉６条１丁目９番13号
破産者　射場　幸雄
１　破産債権の届出期間　平成24年１月18日まで
２　一般調査期日　平成24年３月７日午後３時
平成23年12月14日　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３号
大分県中津市大字下池永790番地１　サークルハイツＣ－８号
破産者　大丸　政治
１　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
２　一般調査期日　平成24年２月27日午後１時50分
平成23年12月14日
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第４８８２号
大阪府堺市堺区出島町２丁７番46―203号、開始決定時住所大阪市西成区花園南２丁目３番８号　プレファシオ天下茶屋エスタシオン601号
破産者　清水　孝洋
１　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
２　一般調査期日　平成24年３月19日午後３時30分
平成23年12月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４号
和歌山県御坊市湯川町財部474―202、住民票上の住所和歌山県御坊市塩屋町南塩屋163番地４
破産者　若林　一幸
１　破産債権の届出期間　平成24年１月30日まで
２　一般調査期日　平成24年２月27日午前10時
平成23年12月12日
和歌山地方裁判所御坊支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２号
山口県長門市油谷蔵小田2035番地
破産者　有限会社岡嶋工務店
異議申述期間　平成24年１月17日まで
平成23年12月13日　山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第８０２号
熊本市南熊本５丁目10番26号
破産者　西日本鉄工株式会社
異議申述期間　平成24年２月３日まで
平成23年12月13日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７号
熊本県上天草市松島町合津6935番地
破産者　汐見　雄二
異議申述期間　平成24年２月９日まで
平成23年12月14日　熊本地方裁判所天草支部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第２号
富山県高岡市下伏間江166番地１
再生債務者　上関　英二
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年12月12日　富山地方裁判所高岡支部

監 督 命 令

平成２３年（再）第９号
北海道札幌市南区真駒内380番18
再生債務者　学校法人ときわ学園
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区大通西13丁目レジディア大通公園３階　松田大剛法律事務所　弁護士　松田　大剛
平成23年12月12日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
さいたま市見沼区大字御蔵441番地18、開始決定時の住所さいたま市緑区大字三室953番地３
再生債務者　齊藤　卓充
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年12月12日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続廃止

平成２０年（再）第２号
富山県高岡市下伏間江166番地１
再生債務者　上関　英二
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　債務者には、民事再生法193条１項２号に該当する事由が認められる。
平成23年12月12日　富山地方裁判所高岡支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第５２４号
札幌市北区屯田５条６丁目１番46号
再生債務者　中村　明博
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月18日から平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第５４０号
札幌市南区澄川６条13丁目12番５号
再生債務者　坂下　勇二
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月18日から平成24年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２１３号
埼玉県新座市畑中３丁目７番11号　グリーングローブＡ棟201号室
再生債務者　齊藤　孝雄
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月17日から平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第４７号
三重県いなべ市大安町石榑東2007番地３　サンフォレスト百合沢Ａ205
再生債務者　戸來　秀昭
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月11日から平成24年１月18日まで
津地方裁判所四日市支部

平成２３年（再イ）第５７号
群馬県伊勢崎市田中島町1438番地１
再生債務者　横堀　明代
１　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月６日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月20日から平成24年２月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再イ）第３３６号
名古屋市千種区朝岡町３丁目83番地の２
再生債務者　福島　雅之
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月６日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月13日から平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部